

**【放課後児童クラブ用】**

学 校 名	小学校	学年 (R6.4.1)
入 所 児 童 名		年
		年
		年

**保育の実施申立書 兼 誓約書**

袋 井 市 長 あて

申立(誓約)者(保育ができない方)

年 月 日

氏 名		電話番号	
児童との続柄	<input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> 祖父 <input type="checkbox"/> 祖母 <input type="checkbox"/> その他( )		
住 所			

次の理由により、申請児童の保育ができないことを申立て（誓約し）ます。

<p>① 求職活動</p>	<p><b>〈誓約文〉</b></p> <p>児童の入所日から起算（利用中の場合は前職を離職した日から起算）して90日を経過する日の属する月の末日までに、入所基準以上の「就労」を開始し、所定の就労証明書を提出します。また、期限内に就労できず、他の保育の必要性事由にも該当しない場合は、退所処分をされても異議申立ていたしません。</p> <p>活動状況：</p> <p><input type="checkbox"/>現在、求職活動中である</p> <p><input type="checkbox"/>その他： .....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>
<p>② その他事由</p> <p>※別途内容がわかる添付書類の提出</p>	<p><b>〈内容〉</b></p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>.....</p>

※ 申立書の内容に虚偽が認められた場合は、利用決定を取り消すことがあります。

※ この申立書は、次の内容や事業にも利用する場合があります。

（入所放課後児童クラブへの写しの提供、保育所、認定こども園、小規模保育事業等、幼稚園預かり保育）

市記入欄

市記入欄
------

# 放課後児童クラブ利用における「保育の実施申立書兼誓約書」の記入について

袋井市教育委員会子ども未来課

この書類は、放課後児童クラブの利用申込みの際に、児童の保護者等が「就労」以外の理由で保育できないことを申立てるために必要となるものです。

記入された内容は、放課後児童クラブ等の入所要件を満たしているかの確認や利用調整などの判断材料となりますので、**記載漏れのないよう**ご記入をお願いいたします。

なお、兄弟姉妹など複数の児童について申請する方は、申立書兼誓約書に児童名を併記し、原本は1通で結構です。

## 1 「保育の実施申立書兼誓約書」の提出が必要な方 ※就労していない場合

- ・保護者（父・母）
- ・令和6年4月1日時点で65歳未満の同一小学校区内在住の祖父母  
※同時点で65歳以上70歳未満の同一小学校区内在住の祖父母がいる場合、書類の提出は任意ですが、申込者数が多い場合の入所選考においては、書類提出の有無により審査を行う場合があるため、できるだけ該当書類の提出をお願いします。

## 2 「保育の実施申立書兼誓約書」は次のときに提出が必要です。

- (1) 放課後児童クラブの利用を希望するとき。
- (2) 申込事由が就労から変更となったとき。

### 記入上の注意

1. 求職活動の方は、「①求職活動」にご記入ください。保育所等の申込時にも使用する場合、児童クラブの利用条件に加え月64時間以上の就労条件で求職活動をしている必要があります。その他欄に月64時間以上の就労で求職活動中である旨をご記入ください。
2. 求職活動以外の事由で申し込む場合は、「②その他事由」にて詳しい状況等をご記入ください。あわせて該当事由に必要な添付書類もご提出いただきます。【】内が必要な添付書類です。
  - ・疾病の事由の場合、病名・症状名と、詳しい状況をご記入ください。【医師の診断書（療養に必要な期間及び保育が困難な状況が判断できること）】
  - ・障がいの事由の場合、手帳の種類及び障がいの程度、詳しい状況をご記入ください。【各種手帳の写し、医師の診断書など】
  - ・介護・看護の事由の場合、対象親族の名前、児童との続柄、要介護区分（要介護1以上）、詳しい状況をご記入ください。【介護保険被保険者証の写し、介護保険資格者証の写し、医師の診断書など】
  - ・就学の事由の場合、学校・職業訓練校名、就学時間と週あたりの平均日数、就学期間と、詳しい状況をご記入ください。【在学証明書や学生証の写し、職業訓練受講指示書の写し（補足資料があれば追加添付）】
  - ・災害の事由の場合、災害名と発生日、詳しい状況をご記入ください。【罹災証明書】
  - ・その他（上記以外の理由）の場合、詳しい状況をご記入ください。【状況を証明できる書類】

※申立内容に虚偽が認められた場合は、利用決定を取り消すことがあります。

※不明な点等ありましたら、  
右記までご連絡ください。

袋井市教育委員会 子ども未来課 子育て支援係  
〒437-0013 袋井市新屋一丁目2番地の1  
電話 0538-86-3330